

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第10号

瀬戸市庁舎管理規則の一部を改正する規則

瀬戸市庁舎管理規則（平成18年瀬戸市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(出入口の開閉) 第12条 庁舎建物の出入口を閉じている時間は、 <u>次の表に定めるとおりとする。</u>			(出入口の開閉) 第12条 庁舎建物の出入口 <u>(西通用口を除く。)</u> を閉じている時間は、 <u>午後6時から翌日午前7時45分までとする。</u>		
建物名称	出入口名称	出入口を閉じている時間			
東庁舎	東通用口	午後6時から翌日午前8時まで			
南庁舎	正面玄関	午後6時から翌日午前8時20分まで			
	西非常口	終日（瀬戸市の休日 を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する日は、午前0時から午前8時30分まで及び午後5時30分から午後12時まで）			
北庁舎	東玄関	午後6時から翌日午前8時20分まで			
	西通用口	午後10時30分から翌日午前6時30分まで			
2 前項の規定にかかわらず、 <u>休日条例第1条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口（</u>			2 前項の規定にかかわらず、 <u>瀬戸市の休日</u> を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1		

<p>西非常口及び西通用口を除く。)を閉じるものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、管理責任者において特に必要があると認めるときは、庁舎建物の出入口を開閉することができる。</p>	<p>条第1項に規定する日は、終日庁舎建物の出入口(西通用口を除く。)を閉じるものとする。</p> <p>3 庁舎建物の西通用口を閉じている時間は、午後10時30分から翌日午前6時30分までとする。</p> <p>4 前各項の規定にかかわらず、管理責任者において特に必要があると認めるときは、庁舎建物の出入口を開閉することができる。</p>
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。